

2025年2月16日

ハンガリーにおける日本人 DV 被害女性の殺害についての声明

ちょっと待って共同親権ネットワーク

<https://cm-network.info/>

2025年1月、ハンガリー在住の日本人女性がアイルランド人の元夫に焼殺されるという大変痛ましい事件が起きました。この女性はDV被害者であり子どもを連れての日本帰国を望んでいたものの、子どものパスポートを取り上げるなどした元夫に阻まれ、子どものパスポート発給などにつき日本大使館からの有効な援助が得られなかったことが当地の支援者などから明らかにされています。

現地警察は当初、事件をタバコによる失火と判断しており（女性は喫煙者でなかったにもかかわらず）、支援者らの抗議、情報提供を受けて改めて捜査し元夫の逮捕に至ったとのこと。警察は過去にこの女性からの被害届を受理しなかったことを含めて謝罪し、関係者の処分を行ったと発表しました。ハンガリー政府報道官もDVへの「ゼロ・トレランス」を宣言し、DV対策を深めることを表明しました。

この事件の背景には「ハーグ条約」とこれに対応したハンガリーの国内法、警察実務があることは明らかです。離婚後の子の親権/監護権が「共同」であることがDV被害者の行動と選択肢を厳しく縛っています。自身と子どもの安全のために出身国である日本に帰国、避難することが被害女性は叶いませんでした。現地日本大使館も子どものパスポート発給には共同親権者である夫の同意が必要とし、元夫と話し合うようにと言ったとされており、DVへの認識の甘さ、ハーグ条約などを背景にした萎縮が窺われます。

同様に、日本帰国が阻まれたまま何年も居住国に止まらざるを得ず、多額の弁護士費用・裁判費用を負担して帰国のために争わなければならない日本人DV被害女性は各国にいます。日本大使館・領事館に相談をしても、当地の弁護士や支援機関のリストを渡される場合がほとんどです。国境を越えた移動はおろか国内での移動すら刑事・民事のペナルティの対象となる国もあります。DV対策が日本よりも進んでいる国であっても、DV被害が認められない、認められても加害者に親権・監護権・面会交流権が与えられてしまうのが現実です。

国際結婚の場合に限らず、DV・虐待加害者（多くは男性）が親権・監護権・面会交流権を得、その結果としてDV被害女性やその子ども（虐待被害者の場合もありますし特に性虐待は潜在化しやすいです）が殺傷される、性虐待を受けるといった悲惨な事件は「共同親権」の各国で起きており、オーストラリアなどDVの観点からの法改正などを行った国もあります。

このような海外事情を顧慮せずに日本において離婚後共同親権を導入する民法改正が拙速になされ、DV被害者と子どもを守る十分な裏付けがないということについて改めて憂慮を表します。同時に、ハーグ条約がDV加害者に利用され、被害者に過酷な状況をもたらしていることを日本政府が認識し、ハーグ条約の見直しの議論を先導すべきであると考えます。

そして、居住国からの日本帰国が叶わず大変苦しい状況に置かれているDV被害者を見殺しにすることは許されません。そのため、日本政府・外務省には以下を求めます。

1. 政府・外務省は2022年の被害女性からの大使館へのDV等相談から殺害事件に至る経緯について、大使館でどのような対応が行われたのか調査、検証し、報告を行うとともに速やかに改善策を実施すること。
2. 子のパスポートの発給に係る共同親権者の同意について、DV・虐待等の事情がある場合にはこれを要しないものとする運用を明確にし徹底すること。
3. 在外邦人のDV被害者への在外公館による相談支援を早急に拡充すること——特に、裁判費用・弁護士費用等の援助（民事法律扶助に準ずるような形や、当地の扶助制度への紹介・便宜の拡充など）、心身に不調をきたし生活困窮する被害者への経済的援助等（償還免除条件付きの貸出、現地の援助制度への紹介・便宜等含む）、現地関係省庁・機関・警察との経常的な情報交換・連携の強化、個別ケースでの連絡調整の強化といったことなど。
4. 在外公館にDV、ジェンダー課題に係る専門性を有する職員を配置すること。